

実質化された人・農地プラン

市 町 村 名	対象地区名(地区内集落名)	作 成 年 月 日	直近の更新年月日
雲仙市 南串山町	尾登3地区(妙見、椎木川 集落)	令和2年11月5日	平成31年3月

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	43.1ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	32.9ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	13.6ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	5.5ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	5.5ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	9.4ha

2 対象地区の課題

- ・圃場が狭く段々畑で、形状も悪い。耕作道は狭く急行勾配である。
- ・後継者が居る世帯は5・6件で、後継者が居ない兼業農家が多い。
- ・川内川上流部付近(桜山)や椎木川の墓地付近は、耕作放棄地となってきた。
- ・耕作条件が悪い所から、耕作放棄地となってきた。
- ・補助事業を活用し防護柵等の設置を行っているが、依然としてイノシシが多い。
- ・カラスの被害も近年発生している。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

- ・専業農家が少なく、地区内での受入には限度がある。
- ・耕作条件を改善することにより、地区外からの担い手を探していく。

(参考) 中心経営体

属 性	農 業 者 (氏名・名称)	現 状		今後の農地の引受けの意向			備 考
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲	
個人	12経営体	—	44.0ha	—	53.4ha		

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地の貸付け等の意向

- ・貸付け等の意向が確認された農地は、61筆、26,298㎡となっている。

農地中間管理機構の活用方針

- ・中間管理機構の啓蒙活動が必要である。
- ・農地の貸し借りについては、農地中間管理機構を活用し、今後の中心経営体となる農家へ貸付を推進していく。(耕作条件が改善されることにより機構の活用が高まる。)
- ・中心経営体が、病気や怪我等により営農の継続が困難になった場合は、農地中間管理機構を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えが行えるよう中心経営体への貸し付けを進めていく。

基盤整備への取組方針

- ・小規模な地区は、農地中間管理機構関連農地整備事業等を活用する。
- ・圃場整備が困難な地区は、道路の拡幅のみでも実施する。

鳥獣被害防止対策の取組方針

- ・ワイヤーメッシュ柵や電気柵が老朽化している箇所があり計画的に、更新を行う。
- ・団地ごとの、適正な管理を行っていく。
- ・鳥害対策としては、網やテグスを張る。